

中央会 やまぐち

特集

コロナ対策を踏まえた総会手続きについて
SDGsを経営に活かす

Close Up組合 赤帽山口県軽自動車運送協同組合
組合TOPICS
景況動向



3

2021
MAR

Vol.755





代表理事
松尾 昭夫 氏

Close Up 組合
クローズアップ

赤帽山口県軽自動車運送協同組合

〒754-0896 山口市江崎3643

TEL 083-989-4855

FAX 083-989-4866

URL <https://yamaguchi.akabou.jp/>

代表理事 松尾 昭夫

荷主さんの心を運ぶ赤帽

○顧客満足度NO.1!

当組合は貨物軽自動車運送事業を行っている事業者を組合員として1979年に協同組合として法人化しました。組合のメイン事業は配送業務の共同受注であり、受注した業務を組合員のエリアや稼働時間に応じて斡旋しています。

「荷主さんの心を運ぶ赤帽」というスローガンを掲げて組合員全員で事業に取り組んでおり、特に引越しの受注に関してはオリコン顧客満足度調査で「コストパフォーマンス部門」9年連続1位、「作業内容部門」4年連続1位を頂いています。



○地域貢献活動

組合では、広島県にある中四国ブロック血液センターから中四国各県の血液センターへ送られる献血された血液運搬業務を担っています。この業務は中四国の各県の赤帽が連携して運行計画を立てて実施しており、平成30年7月豪雨災害時に多くの主要道路が通行止めになっていたにも関わらず血液運搬を計画通りに遂行した際には、当センターから感謝状を頂きました。



また、地域の輸血需要に少しでも貢献するため、全組合員で積極的に献血に協力するようにしています。

○時代に合わせた配達方法

最近ではIT技術を活用して業務効率を向上させるため、宅配専従組合員一人一人がハンディターミナルを持つようになりました。この端末は、自身が担当するエリアの最適な配送ルートを提案するため、従来は地図を見ながら経験と勘で配送していた部分を大幅に効率化できるようになりました。また、新型コロナウイルスの感染拡大で感染リスクを低減するために「置き配」（配達先に荷物を置いて配達完了とする）が可能となり、配達先の不在による再配達や受取の手間が省けるようになりました。

○今後の組合の在り方について

当組合は社会インフラである物流を支えることを使命としています。新型コロナの影響で人々の生活様式が変わり、今後も物流の量は高止まりすると想定しています。この高止まりした物流量を円滑に捌くため、組合の理念である「相互扶助」の精神でそれぞれの組合員事情に合った業務を斡旋するように工夫し、地域の物流インフラを維持していきたいと考えています。



節分祭イベントでコロナの収束を願う

宇部新天町名店街協同組合

暦のずれのため124年ぶりとなる2月2日(火)の節分に商店街に隣接する中津瀬神社周りで節分祭のイベントを開催しました。本イベントは、山口県商店街振興組合連合会からの補助を受けて実施され、福あめや商店街の店舗で使用できる買い物券が当たる福あめ抽選会が行われました。長さ2メートルの超特大福あめを狙ってくじを引く来街者の姿も多くみられました。熊谷理事長は「コロナ禍の大変な時期ではあるが少しでも皆さんの元気につながってほしい」と願っておられました。

(連携支援第二課 小倉)



女性創業応援「やまぐちオレンジメッセ」を開催

ライフスタイル協同組合



当組合は、2月2日(火)～8日(月)の7日間、山口県的女性創業者・創業予定者の取り組みを広く紹介し、新たなビジネス展開のきっかけとすることを目的に、オンラインにて「やまぐちオレンジメッセ」を開催しました。

特設サイトにアクセスして、掲載されている商品・サービス等の情報を閲覧できるだけでなく、出展者がオンライン会議システム (Zoom) を通じてリアルタイムで事業についてプレゼンテーションしたり、出展者と企業等が相互に意見交換する交流会を開催したりと、オンラインでも出展者と企業等が交流できる仕組みとなっていました。

今回、初めてのオンライン開催となりましたが、県外も含め想定以上の多くの参加者があり、遠方でも参加しやすい、自宅でゆっくり見ることができると、オンラインだからこそそのメリットを感じることができました。

(連携支援第一課 竹中)

中央会TOPICS

ニューノーマル時代の事業継続力向上策を学ぶ

山口県中小企業団体中央会

1月27日(水)に宇部市のANAクラウンプラザホテル宇部にて、「新型コロナウイルス感染症への対応講座」と題したセミナーを開催しました。株式会社レジリエンシープランニングオフィス代表取締役 伊藤毅氏を講師に、新型コロナウイルス感染症に対して事業者が取り組むべきことを中心に事例を交えながらリモート形式で説明がありました。本講座は、中小企業におけるリスク対応策としてBCP(事業継続計画)にスポットをあてた、「ニューノーマル時代の事業継続力向上集中講座」の一環として開催したもので、今後、アフターコロナに向けた事業継続計画やBCP策定に向けた実践的手法について学んでいきます。

(連携支援第二課 小倉)



中小企業組合における総会は最高意思決定機関であり、年1回の通常総会は重要で必要な手続きであるため、不要不急の行為には該当せず、感染拡大防止への対策をとりながら開催していただくことが必要です。

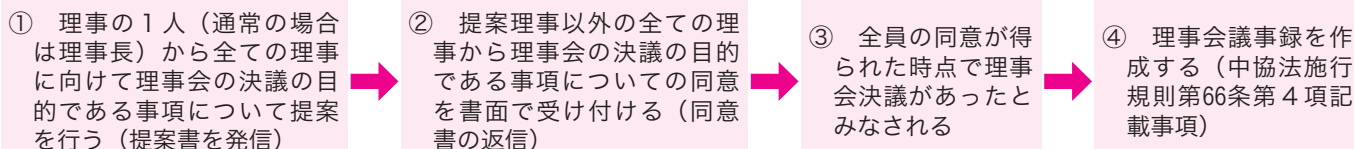
そこで、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きについて、全国中小企業団体中央会が取りまとめたFAQより抜粋して掲載します。

総（代）会提出議案等を決議するための理事会開催について

問 理事会の開催に当たりできる限り集まることを控えたい場合はどのように対応したらよいか。

答 できる限り集まることを控えたい（＝会議体として開催しないようにしたい）場合、定款の定めるところにより、いわゆる「みなし理事会」を実施することができます。

この方法を採用する場合は以下の流れで進めることが必要となります。



〈留意事項〉

- 1人でも提案事項に対する異議の意思表示があった場合には、有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会を開催する必要がありますのでご注意ください（必ず理事全員が全ての提案事項に対して同意する必要があります）。
- 定款に「電磁的記録により同意の意思表示」との定めがある組合は、電子メール等での記録が残る媒体での同意の意思表示も可能です。
- 多くの組合の監事は監査範囲が会計監査に限定されていますが、業務監査権限が付与されている監事がいる組合では、監事に決議の目的である事項の提案と同意を求めする必要があります（監事から異議が出た場合はみなし理事会は認められないためです）。

「みなし理事会」の場合の理事会議事録の記載事項

- ① 「理事会の決議があったものとみなされた事項の内容」
- ② 「①の事項の提案をした理事の氏名」
- ③ 「理事会の決議があったものとみなされた日」
- ④ 「議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名」

理事会への書面出席者は議事録に署名又は記名押印の義務がありますが、いわゆる「みなし理事会」の場合、理事会に出席した役員が存在しないということから、通常の理事会議事録に記載が求められている「理事会に出席した役員等又は組合員の氏名又は名称」の項目は施行規則に規定されていません。したがって、「みなし理事会」における理事の議事録への署名又は記名押印は不要となります。（※）

※代表理事の選定を行った場合の議事録への記名押印については、登記手続きで特別な取扱いがなされておりますのでご注意ください。

総（代）会の開催について

問 感染拡大防止による外出自粛要請を受けたが、通常総（代）会の開催についてどのように対応したらよいか。

答 中小企業組合の通常総（代）会の中協法第46条（総会の招集）により規定され、法律上必置の意思決定機関であり、不要不急の行為には該当しないため、感染拡大防止への対策をとりながら開催する必要があります。総（代）会の開催を中止することはできません。

なお、定款で、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を規定している組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。

このように、本人出席者を最小限とした形での会議体としての総（代）会を開催したいと考えた場合には、招集

通知で議案を示すとともに、決算関係書類及び事業報告書等を提供（法律で提供が義務づけられています）し、さらに、書面での議決権行使や代理人による議決権行使のため、書面議決書や委任状を同封して、返送してもらう必要があります。

〈留意事項〉

- 総（代）会開催場所への本人出席が必要と思われる方は以下のとおりです。
 - ・議長（総（代）会内で、出席した組合員（総代）から選出してください）
 - ・組合役員（総（代）会での議案質問に対する説明義務があります。議事録作成を担当する理事も必要です。）
 - ・委任を受ける対象者（受任可能数や対象者の範囲は定款を確認してください。受任者がいない委任状は無効となります。議長への委任不可。）
 - ・役員選出を伴う場合は選挙行為を管理する者（投票の立会人や指名推選を想定する場合の選考委員2名以上）

役員選出を伴う総（代）会の開催について

問 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通常総（代）会を少人数の本人出席により開催する場合の役員選出はどのように対応したらよいか。

答 役員選出を伴う通常総（代）会を少人数の本人出席により開催する場合、役員選挙においては、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能です。

一方、組合員は中協法第11条第2項により、書面による選挙権の行使（以下「書面投票」）をすることができることとされ、書面投票者も総会の出席者に含まれます（同条第4項）。したがって、書面投票の方法は、中協法第35条第8項で求められる無記名性が担保されているよう投票方法を工夫すれば実施は可能となります。例えば、次のような方法であれば、書面投票済みの者の管理と無記名投票の担保の両立が可能であり、書面投票の方法により役員を選出が可能となるものと考えます（選任制（中協法第35条第13項）を採用する組合を除く）。

〈事例～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～〉

- 内封筒と外封筒の2種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が書面投票済みであるのかが分かるようにします（議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要があります）。
- 無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理します（外封筒のみ開封し、内封筒を混ぜ合わせるにより投票者が特定できなくなります）。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考えます。

〈留意事項〉

- 選任制を採用する組合では、総会出席者のうち3分の2の同意により他の投票方法（起立や挙手など）が認められない場合、無記名投票を行うこととなりますので、書面による議決権を行使する場合には、二重封筒など上記のような工夫が必要と考えます。

役付理事選定のための理事会開催について

問 少人数の本人出席者で総（代）会を行った当日に役付理事の選定したい場合、どのように対応すればよいか。

答 総（代）会が終了した当日に、代表理事（理事長）をはじめとした、いわゆる役付理事の選定のための理事会を開催する場合には、新任の理事全員に招集手続き省略の同意を得るとともに、理事会の定足数（理事の過半数）を満たすことが必要です。定足数を欠く場合（理事の過半数の本人出席がない場合）や招集手続き省略の同意が得られなかった場合には、後日、改めて役付理事選定のための理事会を開催する必要があります。その場合、前述した「みなし理事会」により実施することも可能です。

〈留意事項〉

- 業務監査権限を監事に付与している組合が理事会の招集手続きの省略を行う場合、新任の監事全員の同意も必要になります。
- 総（代）会において役員選出を行った後、総（代）会を一時中断し、新たに選出された就任前の理事による理事会を開催して役付理事を選定することは、議決に参加できる資格がない者による不適切な理事会手続きとされるため、代表理事変更の登記申請が受理されないおそれがあります。ただし、総（代）会開催時、現任の理事と新たに選出された理事が全員同一の場合（一切の変動がない場合）は、現任の理事の地位によって就任後における役決めを「予選」する理事会を開催することは妨げられていません。

SDGsを経営に活かす

～取り組むなら、今！ 社会課題を事業機会と捉えて ビジネスチャンスを広げましょう～

昨今、企業が抱える問題の原因として、少子高齢化とともに消費者ニーズの変化が叫ばれています。時代はモノ消費からコト消費へと変わってきており、モノの所有では得られない体験や経験に価値を見出す消費傾向が強まってきています。従来のビジネスにとっては厳しい時代となっていますが、言い換えれば、新しいビジネスを創造するチャンスが到来しているとも言えます。

企業が将来にわたって継続して発展し続けていくために必要となるのが、長期的な視点で社会ニーズを重視した経営です。そのためのツールとして、SDGs（エスディーゼイズ）の活用が注目を集めています。

SDGsとは

SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、2030年を年限に、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な社会を目指すものです。



SDGsは、「持続可能な世界」を実現するための、いわばナビのようなもの。“これまでどうだったか？”を分析し、“2030年にはこうしたい！”を計画します。掲げる17のゴールにはそれぞれ細分化された169のターゲット（具体的な行動目標）が紐づけられており、経営デザイン策定の際の基本コンセプトとなります。

SDGsを経営に活かす時代

SDGsは国連で採択されたものですが、すでにビジネスの世界での「共通言語」になりつつあり、取り組みが広がってきています。また、投資の条件としてもSDGsに取り組んでいるかが見られる時代となっています（ESG投資）。業績がどんなに好調であっても社会的な影響が伴っていなければ、その事業や企業に対する将来性は低く見積もられてしまうのです。

SDGs経営とは、SDGsと経営とを結びつけて経営に取り組むことで、企業価値の向上に繋げていく経営のことです。SDGsは社会が抱える課題が網羅されており、企業にとってはリスクとチャンスに気付くためのツールとして用いることができます。

SDGsに取り組むメリット

・ビジネスチャンスが広がる

2030年までにSDGsが達成されると仮定すると、それまでに年間12兆ドルの新たな市場機会が生まれうると言われており、SDGsに取り組むことは、長期的に見れば企業経営において大きなチャンスとなり得ます。

・企業イメージが向上する

いち早く取り組むことで、顧客や取引先などステークホルダーからの企業イメージが向上します。

・優秀な人材が確保できる

未来の顧客となる層である若者ほどSDGsに関心が高い傾向があり、この層に魅力的に映ることで優秀な人材獲得が集まってきます。

SDGs取り組みステップ

SDGsを理解する

- ・ 経営者を含めた社内全体で勉強会を開催し、まずは理解しましょう。また、SDGs推進メンバーを決めることも成功の秘訣です。
- ・ 組合単位での講習会開催も有効です。開催費用を補助することもできますので、まずは中央会にご一報ください。

優先課題を決定する

- ・ 自社の経営資源を洗い出し、SDGsのどの目標が紐づくか見極めましょう。
- ・ 貢献できそうな目標が決定したら、169のターゲットを確認しましょう。ターゲットを見ていきその中で優先的に取り組むべき内容が見つかれば、それが自社の優先的に取り組むべき課題になります。その際、事業活動を川上から川下まで全体的に俯瞰するようにしましょう。

目標を設定する

- ・ 上記課題に対して企業としてどのように取り組むかの目標を設定します。その際、2030年のあるべき姿から逆算して、いまからどのようなことを行っていくか計画を立てることが有効です。目標は数値で、また、できるだけ一般的に使われている指標を採用することが推奨されています。
- ・ さらに、具体的に進捗を測定するための評価指標も決定します。定量的な目標か、期限の設定が明確かなどに注意しましょう。

宣言する

- ・ SDGs宣言として、自社のホームページ等で取り組みを社内外に公表しましょう。SDGsを組織の中に浸透させることが重要で、社員にとっても自分自身の業務がどういう役割を果たし、どのゴールにつながっているのか理解できると一層の働きがいの向上につながります。

実践し続ける

- ・ 掲げた目標にどの程度到達しているか、定期的に見直しを行いながら、取り組みを実践し続けましょう。実行した結果についても社内外に報告することが大切です。
- ・ 自社で解決できないような課題には他業界や行政等との連携も重要です。



新型コロナウイルス感染拡大により従来の日常は失われ、ニューノーマル（新しい生活様式）な時代を迎えています。コロナ禍で顕在化された社会課題を事業機会と捉え、社会に貢献する事業を生み出していくことが、ニューノーマル時代を生き抜く秘訣となるでしょう。

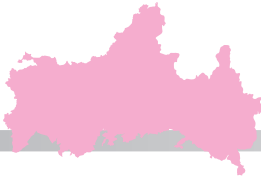
これからの時代を生き残る企業となるために、SDGsを経営に結び付けてビジネスをアップデートしていきましょう！

山口県中央会では、三井住友海上と連携し、SDGsに取り組む皆様を支援します！

本会が令和2年11月に三井住友海上火災保険株式会社と締結した「中小企業の経営支援に関する包括連携協定」にもSDGs取組支援が含まれております。

問い合わせ先 山口県中小企業団体中央会
TEL 083-922-2606





月次景況調査結果

令和3年1月期

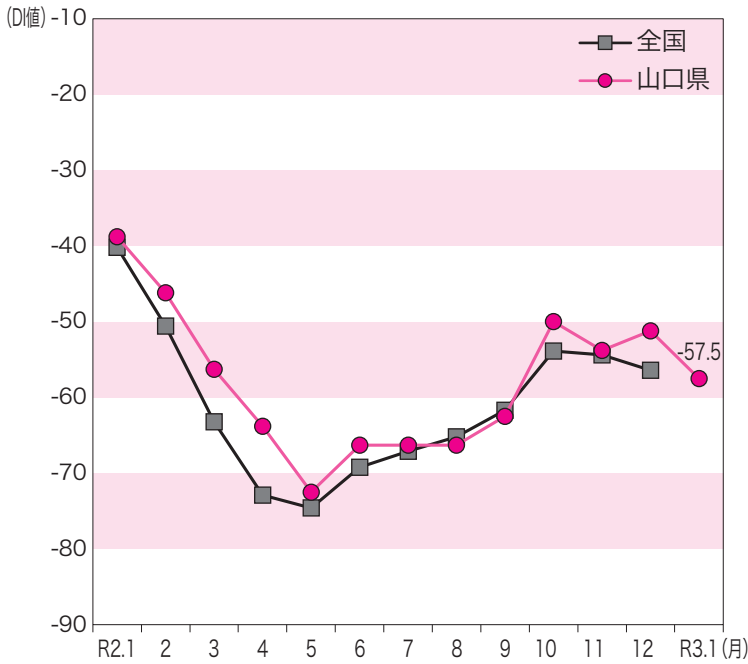
景況DI値は、12月期には若干好転したものの、1月期においては、GoToトラベルの一時停止、11都府県への「緊急事態宣言」の発出及び県内での新型コロナウイルス感染症クラスター発生、さらには年明けの降雪・寒波の影響により再び悪化に転じ、すべての業種及び地域において横這いかまたは悪化した。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の縮小は、多くの業種に深刻な影響を及ぼしており、特に、商店街や旅行業等においては、休業や事業廃止した事業所が出てきている。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、業種を問わず、閉塞感とともに、受注や売上のさらなる減少など先行きに対する不安感が広がっている。

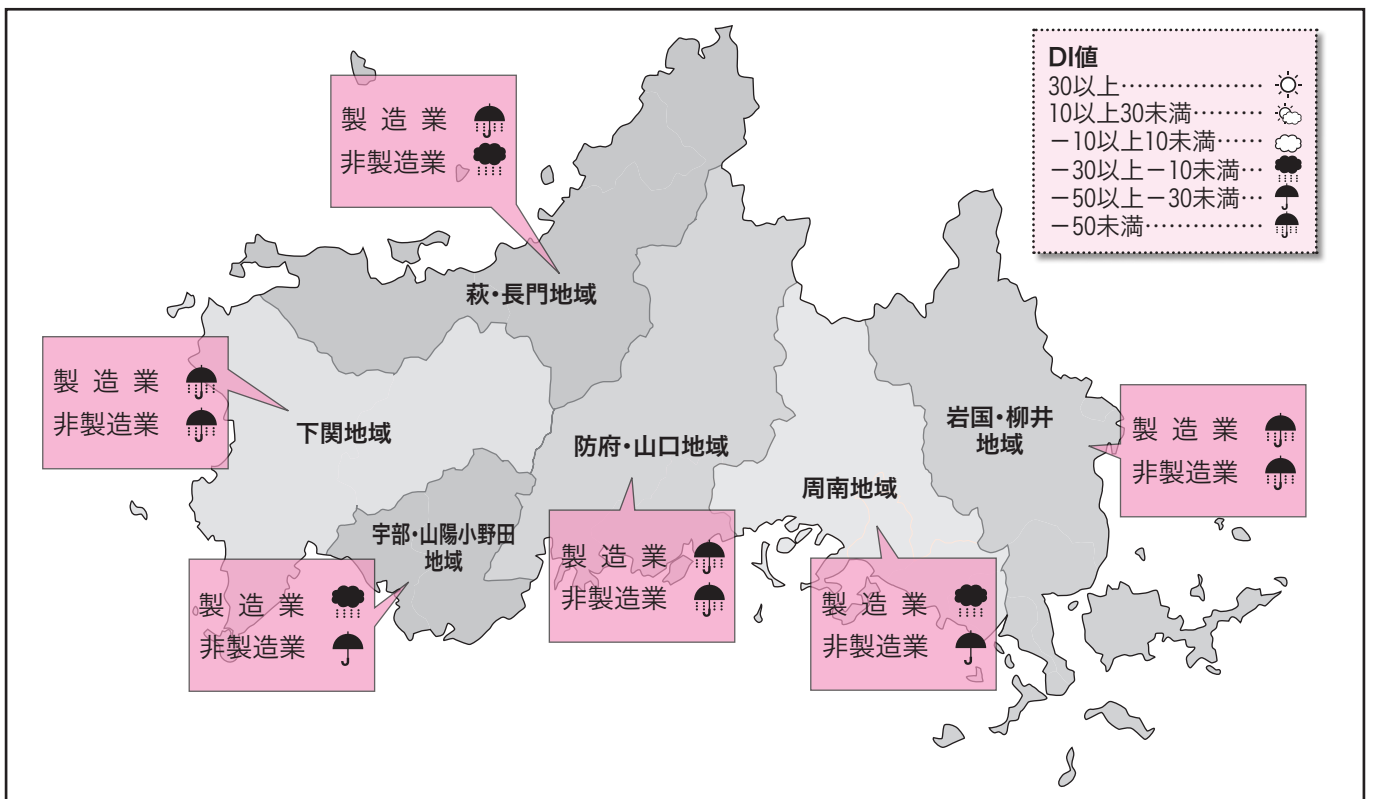
※DI値(前年同月比) = 増加・好転組合割合 - 減少・悪化組合割合

業界の景況DI値の推移 - 全国平均との比較 -



業種別の景況

	業種	前年同月比	前月比
製造業	食料品	☔	↘
	繊維工業	☔	→
	木材・木製品	☔	→
	印刷	☔	→
	窯業・土石製品	☔	↘
	一般機器	☔	→
	輸送機器	☁	→
非製造業	卸売業	☔	↘
	小売業	☔	↘
	商店街	☔	↘
	サービス業	☔	→
	建設業	☔	→
	運輸業	☔	→
	その他	☔	→



地区・業種を代表する県内組合の役職員の方から、毎月、業界の景気動向等に関する情報を収集・分析し、行政・関係機関に情報提供しています。

また、中央会ホームページ (<http://axis.or.jp/>) の「月次景況調査」にも掲載していますのでご活用下さい。

製 造 業	食 料 品	☔	○ 少し戻りつつあった売上が、GoToトラベルの停止により減少。 ○ 1/24時点売上は、Gotoトラベル停止、都市部への緊急事態宣言による観光客の大幅減少や大雪で、対前年同月比▲30%近い大幅な減少。2～3月も、2～3割のマイナスを予測。対策として12月よりオンラインショップを開設。	(調味料製造業) (水産食料品製造業)
	織 維 工 業	☔	○ 一品目毎の生産量が減少し、効率が悪い。 ○ 12月頃より仕事量が減少傾向で、3月中旬頃までは続くと思われる。	(外衣・シャツ製造業 山口市) (外衣・シャツ製造業 山陽小野田市)
	木 材 ・ 木 製 品	☔	○ 組合員の売上は対前年同月比で平均25%程度の減少。業界全体の低迷が続く中、資金繰りについて悪化してきた組合員も出てきている。	(製材業・木製品製造業)
	印 刷	☔	○ 例年最も繁忙期となる年度末(3月)に向けての受注が半減する等大きな影響が出始めている。コロナ第3波感染拡大により11都府県に緊急事態宣言が発出される事態となり、折角持ち直すかにみえた景気動向も、再度先行き不安感が広がっている。	
	窯 業 ・ 土 石 製 品	☔	○ 緊急事態宣言が発出され、萩市内の観光客はツアー・個人客とも大幅減となり、売上は対前年同月比で30%～50%となっている。	(陶磁器・同関連製品製造業)
	一 般 機 器	☔	○ 今は受注残があるが、それも間もなく無くなるという話もある。 ○ 中国と取引のある組合員は順調な稼働。マツダ関連は半導体の入荷困難により生産台数を減らすので、今後、景況のマイナス要因の一つになりそうである。 ○ 非常事態宣言に伴い、外国人技能実習生の入国が出来ず、事業継続に支障が出てきている企業もある。帰国も困難な状況で、特定技能、特定活動への在留許可の切り替えにより対処している。長引くと、実習先を解雇されることが懸念される。	(周南市) (防府市) (宇部市)
	輸 送 機 器	☁	○ 鉄道車両関係の受注は概ね2年先までの生産予定はある。国内車両関係では、受注の取り止め・先送り・減産等々コロナ禍の影響が予想される。半導体は当初の予定より多少、受注が減少している。	(鉄道車両・同部品製造業)
	卸 売 業	☔	○ 前年度に比べ海苔の入庫が早く、倉庫売上はやや増加となった。 ○ コロナ禍による冠婚葬祭の減少により、引き出物用商品が減少。	(乾物卸売業) (各種商品卸売業)
	小 売 業	☔	○ 県内の新型コロナウイルスのクラスター発生が影響し、前年より売上大幅ダウンの店舗が増加。国や自治体の助成金対象ではないので厳しい。 ○ 家電は前年同月比約90%の売上。寒波凍結等の修理等もあった。	(化粧品小売業) (機械器具小売業)
	非 製 造 業	商 店 街	☔	○ 依然としてコロナ禍の影響は続き、年末を越えて休業や廃業、経営コストの安価な地へ移転などが相次ぎ、人出も無い。出口が見えない深刻な状況である。 ○ 12月プレミアム商品券・ポイント祭商品券の1月利用が売上に繋がっている。
サ ー ビ ス 業		☔	○ 新型コロナウイルスの影響で過去に経験をしたことがない売上減少の傾向にある。特に高齢者の自粛により来店サイクルが長くなっている。 ○ 自動運転等の高度技術は、高度な整備設備や人材などを備えた限定されたディーラーのみが対応可能となるので、一般の整備工場には死活問題。 ○ GoToトラベルの停止、緊急事態宣言の発出により、J R売上は前年同月比93.5%減となっている。組合員も2社事業廃止となった。 ○ 緊急事態宣言の発出、市内でのクラスター発生により、新規予約も少なく、更なるキャンセルが発生している。	(理容業) (自動車整備業) (旅行業) (旅館業)
建 設 業		☔	○ 高齢化、人材不足の中、寒波の漏水修繕等で大変忙しかった。未だに新型コロナウイルス感染者が増加しており、閉塞感とともに先行き不安を感じている。 ○ 土木工事については、ほぼ前年並みで推移。 ○ 寒波襲来により工事が進まず、完成工事高が上がらない厳しい状況。 ○ 小規模物件が多く、工場稼働率が低い状況が続いている。県全体的に見積りが極端に減少しており、不安を感じている組合員が多い。	(管工事業) (土木工事業) (屋根工事業) (鉄骨・鉄筋工事業)
運 輸 業		☔	○ コロナ禍、輸出货量はやや増加したものの、前年同月比では10%弱のマイナス。月毎のマイナス利益で中小輸送業者の経営は苦しい。 ○ 売上は、前年同月比ほぼ横ばいであるが、前々年同月比は減少。 ○ 1/1～20のタクシーチケット取扱金額(税込み)は、前年同月比▲58.1%。回復の目途も立たず、助成金も期待できず、事業継続が困難だけでなく廃業する事業所が出て来そうに思われる。	(一般貨物自動車運送業) (港湾運送業) (一般旅客自動車運送業)
そ の 他		☔	○ 2度目の緊急事態宣言で先行きが不安だが、ベストを尽くしたい。	(介護事業)

職員コラム

ご存じですか。「中小企業団体の歌」



事務局長
吉田 三夫

毎年、都道府県持ち回りで開催されている中小企業団体全国大会では、開会の冒頭に国歌斉唱に続いて、「中小企業団体の歌」を出席者全員で唱和することが恒例となっています。いささか時代を感じさせる歌詞やメロディーとなっていますが、組合の使命や理想を掲げ、そのためには相互扶助の精神が不可欠であると強調されています。

この歌を聴くのは、毎年の全国大会の時ぐらいですが、改めて組合の存在、重要性を意識させられるいい機会となっています。

会員の皆様も是非一度、全国大会で中小企業団体の歌を数千名の中で大合唱してはいかがでしょうか。ちなみに今年は横浜市で開催される予定です。

中小企業団体の歌

高原泰助 作詞／飯田信夫 作編曲

- 一、国の礎 中小企業 精神は一つ 団結の
固き盟に 結ばれて希望に燃ゆる この組織
ああ組合の 大使命
- 二、ともに手を取り 足並み揃え 励みは楽し 団結の
強き力に 護られて 荊棘の道を 切り開く
ああ組合の 大事業
- 三、相互扶助こそ われらの誇り やがては高く 団結の
高き功に 輝きて 栄えある店に 工場に
ああ組合の 大理想

中央会も今年2月15日で65周年を迎え、時代に合った新たな取組が求められていますが、組合の相互扶助の精神は、時代が変わっても普遍的価値を持ち続け、我々もそれを原点に組合活動を支援していきたいものです。そこに必ず活路を見いだせるものがあるのではないのでしょうか。

中央会に38年間、お世話になり、この3月末で定年退職を迎えます。これまでに多くの組合の役職員の方々、県内中小企業の皆様のご指導・ご鞭撻により、試行錯誤の繰り返しではありましたが、なんとか今日までやってこられました。ただただ皆様には感謝あるのみです。

これからは、直接組合の皆様をお世話することはなくなりますが、陰ながら組合活動を応援できればと思っています。頑張れ、中小企業組合！ 頑張れ、中小企業・小規模事業者！

所管行政庁に提出する書類の押印が不要となりました

令和2年12月28日に、行政手続きの押印手続きの見直しに伴う改正中小企業等協同組合・中小企業団体の組織に関する法律施行規則が公布・施行されました。

それに伴い、「決算関係書類提出書」や「役員変更届書」などの各種様式へ押印が不要になりました。また、「捨印」、「袋綴じ部分への割印」、「原本証明のための押印」についても不要です。

ただし、今回の改正の対象から外れているものについては、引き続き押印又は署名が必要になります。具体的には、以下が挙げられます。

- ・ 理事会に出席した理事及び監事の議事録への署名又は記名押印（中小企業等協同組合法第36条の7第1項）
- ・ 組合員の連署による役員改選請求（中小企業等協同組合法第42条第1項）

「ものづくり補助金事例集」を作成しました！

この度、中央会では平成27年度から平成30年度補正ものづくり補助事業を活用された事業者の実施後における事業展開や活動・成果状況等を調査し、その成果を周知することを目的に「ものづくり補助金事例集」を作成しました。

ものづくり補助金とは、中小企業者が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するもので、補助金額100～3,000万円・補助率1/2～2/3という条件となっております。公募は来年度の5月以降にも予定されておりますので、設備投資をお考えの事業者様には本事例集を参考に是非ご検討いただきたい事業です。



掲載URL: <http://axis.or.jp/?p=13281>



空き店舗活用創業応援セミナー

- 開催日 令和3年3月20日(土・祝) 13:30~15:30
 開催場所 唐戸商店街(創業支援カフェ KARASTA~先輩創業者店舗~空き店舗)
 実施内容 (1)【セミナー】13:30~14:00
 「創業応援支援カフェ KARASTA&創業のポイント」

講師：北尾 洋二 氏

キャリアマネジメント、採用・雇用支援からのアプローチによる、創業・スタートアップ支援専門家。UJI ターンにおける、地方に拠点を置く企業やベンチャー企業に対する採用支援、企業支援、資金調達支援も、自治体や地元金融機関と共同して推進。政府・内閣官房より、日本初の就職関連分野における「地域活性化伝道師」に任命される。



- (2)【唐戸商店街をお散歩】14:00~15:30
 唐戸商店街で創業されている先輩創業者から事例や店舗見学、また、唐戸商店街の空き店舗も見学。

お問い合わせ・お申し込み

山口県商店街振興組合連合会 店舗活用創業応援センター (山口県中小企業団体中央会/担当:花田)
 ☎ 083-922-2606 E-Mail kenshinren@axis.or.jp

中央会会員限定!組合等のPRをお手伝いします!!

記者配付資料作成支援

「イベント・新商品等の情報を新聞に掲載して欲しいけれど、どうやってマスコミにアプローチしたら良いのか分からない」とお困りの皆様!

会員の皆様のイベントや新製品、新技術、新サービス等の地域経済効果やニュース性がある話題を本会が代行して報道機関へ情報提供を行います。

イベントや経営、人材に関すること、地域・社会貢献に関することなど、分野は問いません。



プレスリリースは経費のいらない効果的なプロモーション手段ですので、是非お役立てください!

- 対象者：本会会員等
- 配布先：山口県庁：県政記者クラブ、県政滝町記者クラブ、県政記者会等
(山口新聞社、朝日新聞社、山口経済レポート、NHK、KRY、TYS等)
- 方法：告知内容を記載した簡単なチラシ・写真等をご用意の上、イベント等がある場合は、希望するプレスリリース2週間前までに本会へご連絡ください。
- 注意事項
 - ・プレスリリース後、実際に取材があるか、記事として取り上げるかどうかはマスコミ各社の判断に委ねられます。記事掲載を確約するものではありませんので、ご了承ください。
 - ・誹謗中傷、公序良俗に反するもの、その他本会が不適切と判断した場合は、ご利用をお断りさせていただきます。
 - ・プレスリリースの内容から発生したトラブルについては、本会は一切責任を負いません。



私のおすすめ紹介します!

わかさ協同組合

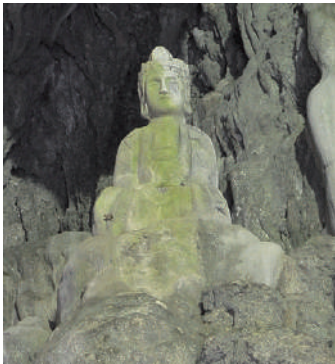
事務 田中 淳子さん

のおすすめ

岩国／岩屋観音

私が生まれ育った町「岩国」を紹介します。岩国と言えば「錦帯橋」「獺祭」「岩国基地」が有名ですよね。「錦帯橋」では社会人になってから毎年お花見をした思い出が、「獺祭」は30年前から美味しく当時の蔵元に行きに行っていた思い出があります。そして「岩国基地」のおかげで日常的に外国人と接する機会があり、現在の仕事（外国人技能実習生のお世話）に少しは役立っているのかなと思っています。

そんな私が今回紹介するのは美川町にある「岩屋観音」です。パワースポットとしても有名で、我が家は拝みにいくと子宝に恵まれたこともあり、岩国を離れた今も定期的に主人と参拝に訪れています。近くには「観音水車でかまるくん」や「地底王国美川ムーバレー」もあり、子供連れの方でも楽しめますよ。



「岩屋観音」

古生層の石灰岩からなる洞窟の中に浮かぶ観音像です。弘法大師（空海）が古木で刻んだといわれる木仏に鍾乳石の水滴がしたり落ち、現在は石仏と化した大変珍しい仏像が安置されています。

住所 〒740-0505

山口県岩国市美川町根笠岩屋

「観音水車でかまるくん」

参道を上る目に飛び込む様に現れ、見る者を圧倒します!



「地底王国美川ムーバレー」

謎の地底空間テーマパーク!

